

の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>(薬局開設者による薬局に関する情報の報告)</p> <p>第五条 法第八条の二第二項の規定による薬局に関する情報の報告は、様式第六号、毎年一回、一月一日から三月三十一日までに行わなければならない。ただし、新たに薬局を開設した者は、同項の規定による薬局に関する情報の報告を速やかに行わなければならない。</p> <p>2 省令第十一条の二の規定による知事が定める方法は、様式第六号による報告書の提出とする。</p>	<p>(薬局開設者による薬局に関する情報の報告)</p> <p>第五条 法第八条の二第二項の規定による薬局に関する情報の報告は、様式第六号により、毎年一回、一月一日から三月三十一日までに行わなければならない。ただし、新たに薬局を開設した者は、同項の規定による薬局に関する情報の報告を速やかに行わなければならない。</p> <p>2 法第八条の二第二項の規定による薬局に関する情報の変更の報告は、前項の様式により速やかに行わなければならない。</p> <p>4</p>